

家族信託

～認知症による財産凍結対策～

Q. こんなお悩みありませんか？



認知症になっても、
財産の凍結を防ぎたい！
相続税が発生するから、
何か対策をしたい！



でも…お父さんの体調が心配

そもそも認知症になると何が問題なのか？



・家を売ることができない！



・預金を管理するのが大変！

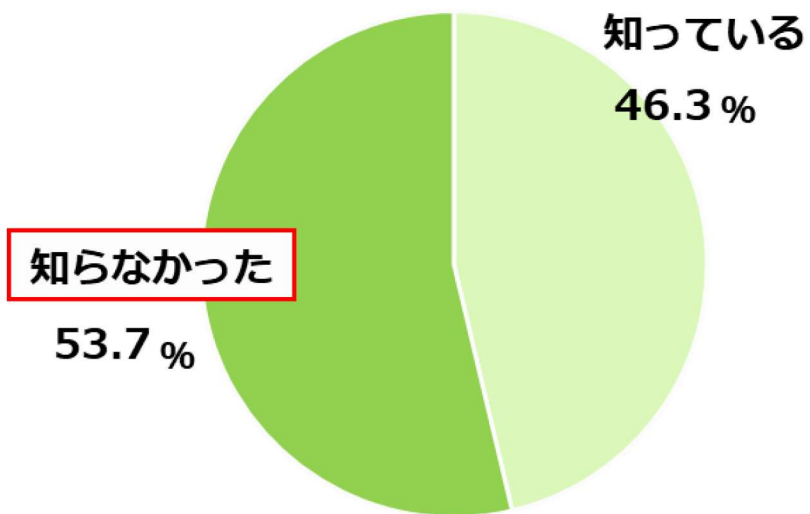
・相続税対策をすることができない！



* 一部成年後見制度を活用すると可能

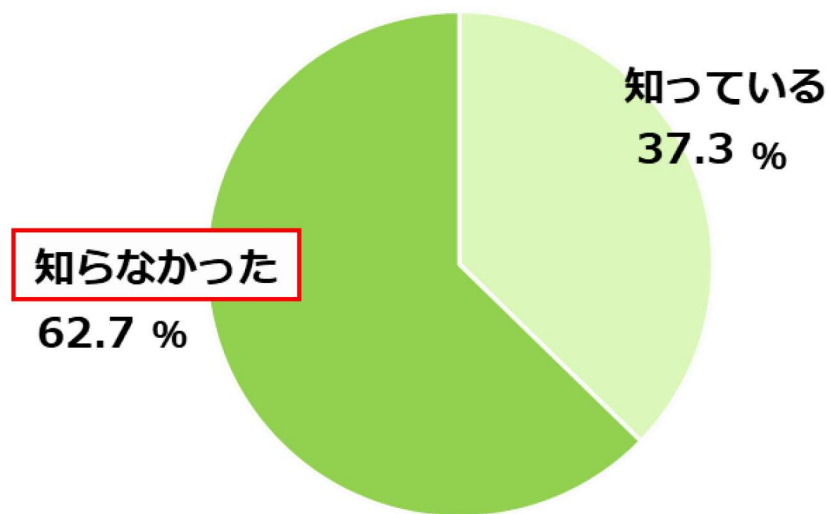
● 認知症になったら財産管理どうする？

Q.預貯金凍結



親が認知症になった場合、銀行口座などが凍結されて、「法廷後見人」以外は配偶者や子供であってもお金を引き出すことができなくなることをご存知ですか？

Q.不動産売買



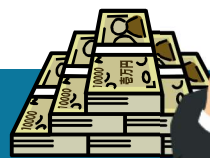
親が認知症になった場合、土地の売買などの契約行為が、親自身及び家族ができなくなることをご存知ですか？

知らない人が約6割

認知症になると資産管理や処分はどうなる？

意思判断能力が失われるとどうなる？ 資産管理

現在の状況



「本人の意思確認ができないと
定期預金の解約はできません」
「成年後見人をつけて下さい」

金融機関

「本人(の意思)確認が
できないと不動産の
売却はできません」

司法書士
不動産業者



これまでは「成年後見制度」を使うしかなかった！
結果：柔軟な資産管理や相続対策はできない・・・制度の限界

信託法の全面改正（2007年9月施行）
いよいよ「家族信託」が実現！

★営利を目的とせず、特定の1人から1回だけ信託を受託しようとする場合、受託者（個人・法人も可）に信託業の免許は不要。結果、**誰でも受託者（財産を預かる者）**になることができる。

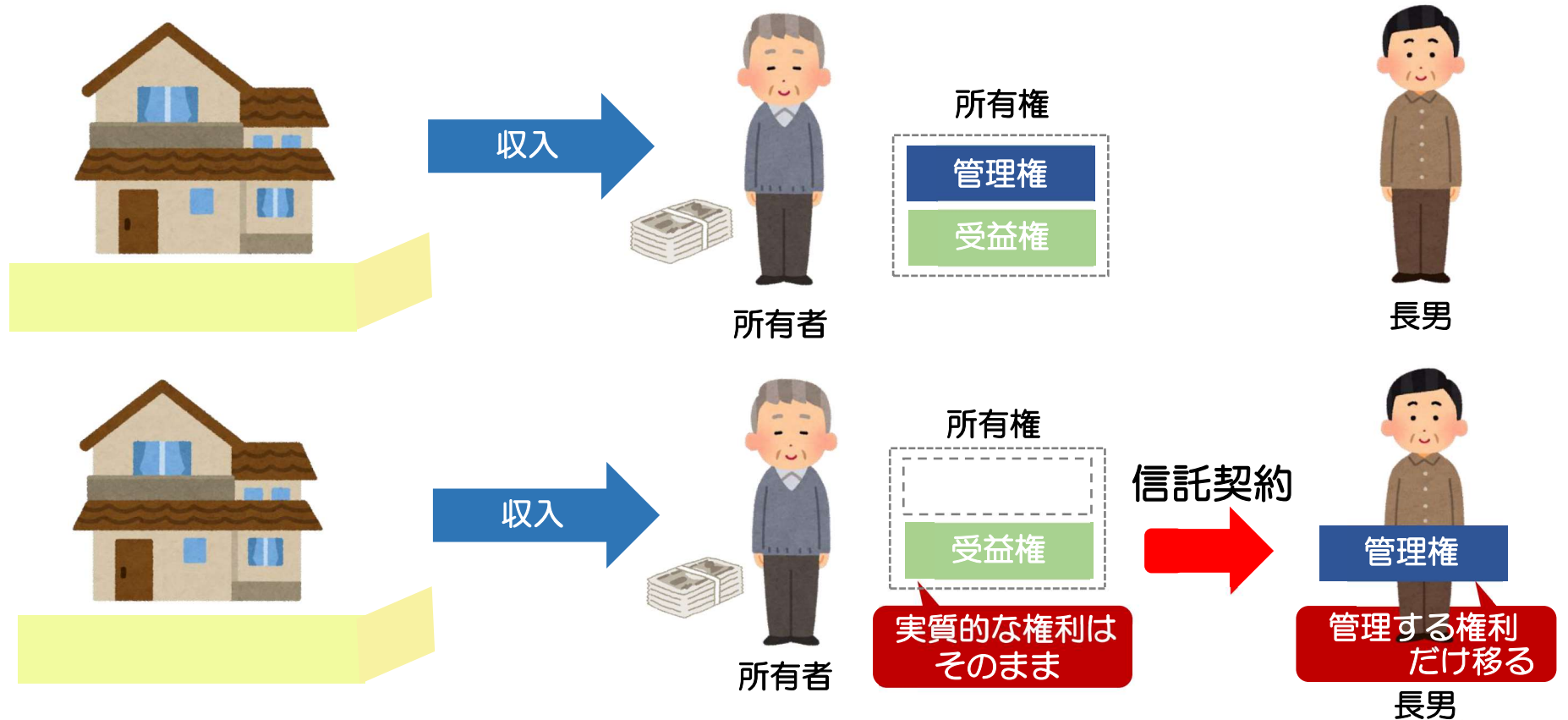
➔信頼できる家族に託すことができれば一番良い！
だから「家族信託」

※家族信託は、法律用語ではありません

家族信託とは

【家族信託ってなんですか？】

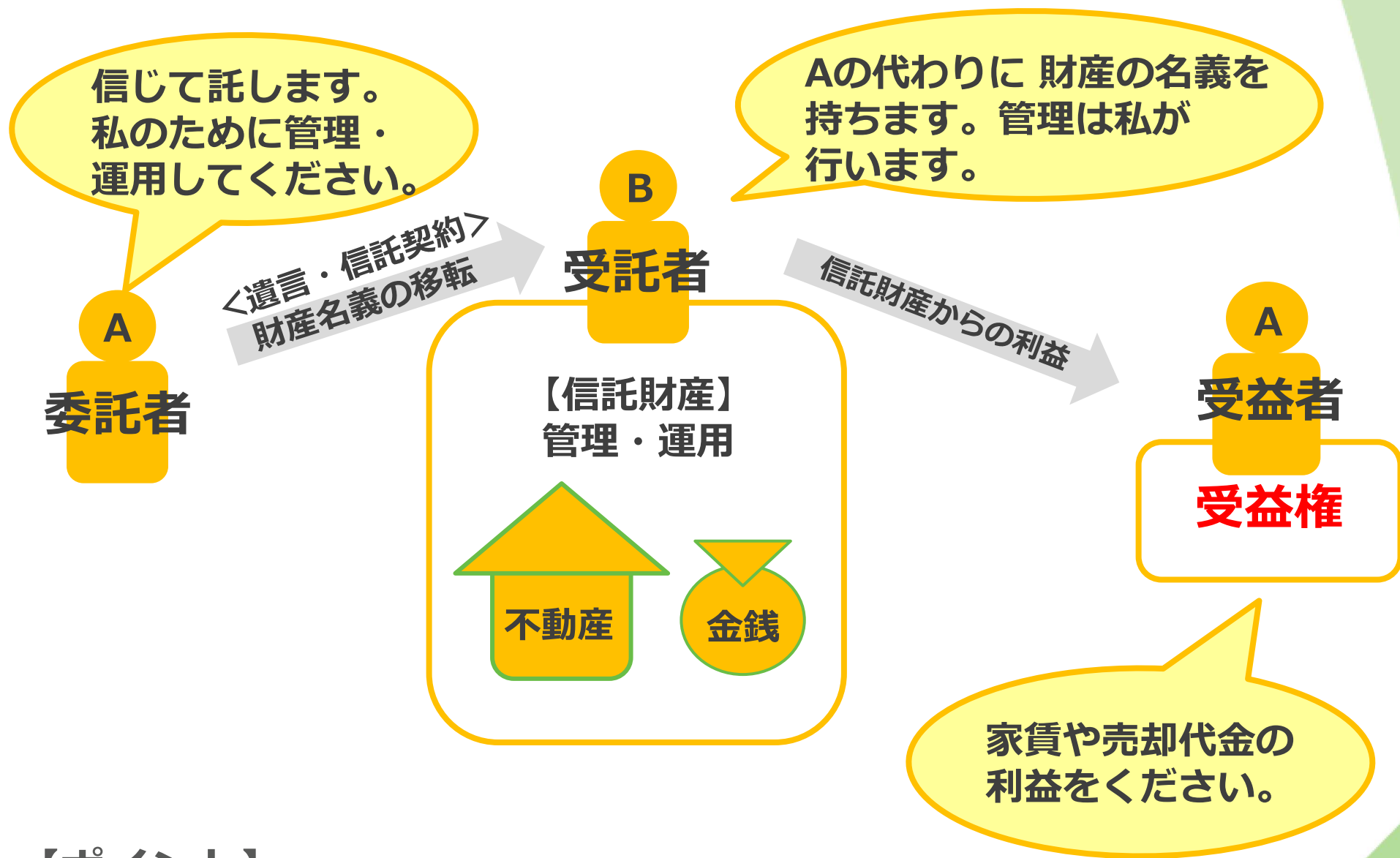
家族信託契約とは、財産の管理を、信頼できる家族に託す契約をいいます。



※現在の信託法は、平成 19 年 9 月 30 日に施行されました。
施行から 10 年以上が経ち、徐々に世の中から認知されはじめています。

信託銀行ではなく、信頼できる家族に託するのが家族信託の特徴です。

図解！家族信託の基本的な仕組み



【ポイント】
信託した財産の所有権は、**受益権**という債権に形を変えます。

家族信託のスタート

委託者と受託者の間で信託契約を締結して家族信託がスタートします

財産の名義が「受託者」に移ります！

受託者は、信託された財産を、自身の財産と分けて管理します

→分別管理義務

【各種名義変更手続き】

1. 不動産

- ・ 受託者に対する所有権移転及び信託の登記

2. 金融資産

- ・ 受託者が、信託用口座（委託者○○受託者△△信託口）を作り、金銭や家賃収入を管理する。

3. 株式・投資信託

- ・ 受託者が信託用口座を作り、株式・投資信託などの管理・運用をする。

※信託用口座の開設は、専門家から金融機関に申請を行う必要があります。

ケース1 一軒家から老人施設へ移住する (認・病対策)

相談者： 83歳女性 (子供1人)

- ◆ 現在古家に一人暮らし→そろそろ安心できる施設へ移住しようかしら。
- ◆ 家はそのままにして、将来必要があれば貸しても売っても・・・。

一般の
場合



★ 母が認知などで意識低下になると・・・自宅は売ることも活用することも大変になる

家族信託+a

受託者

長男58歳

信託契約

委託者
受益者

母83歳

長男優しくていい子
だけど少し心配



信託財産

処分/活用

売却代金は信託財産



受託者長男が手続きすれば
自宅を処分・活用することができる。

ケース2 高齢者不動産オーナーの資産管理 (認・病対策)

父82歳 (長男60歳、長女52歳)

- ◆ 父が所有し自分で管理している2棟のアパートがある
- ◆ 賃貸借契約などは父の代わりに長男や長女がサイン (代筆) している

一般の
場合



Q : 父が万一意識判断能力がなくなると・・・大規模修繕？ 売却？ 建替え？
賃貸借契約？ 管理委託契約？

「成年後見制度」を活用すると一部可能

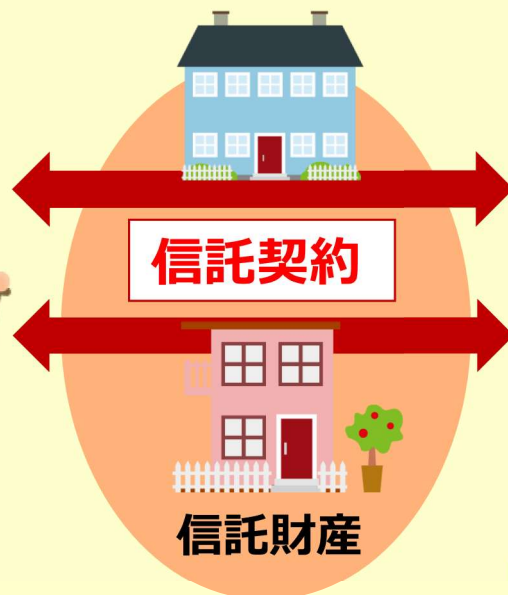
家族信託

委託者

受益者



父82歳



信託契約

信託財産

受託者



将来引き継ぐ物件ごとに
信託契約締結。

- ◆ 各々受託者ごとに
 - ・ 大規模修繕 ⊙
 - ・ 売却 ⊙
 - ・ 建替え ⊙
 - ・ 賃貸借契約 ⊙
 - ・ 管理委託契約 ⊙

信託を活用する様々な場面のまとめ

成年後見制度に代わる財産管理・節税対策

- i) 元気なうちに信託を設定していれば、
本人が判断能力を喪失しても、
受託者によって継続的に財産管理や積極的な資産運用が可能。

⇔ 後見制度は本人の財産を保護することが主たる目的なので、裁判所や後見監督人が監督することになり、家族のための財産処分、相続税対策や資産運用は原則としてできません。

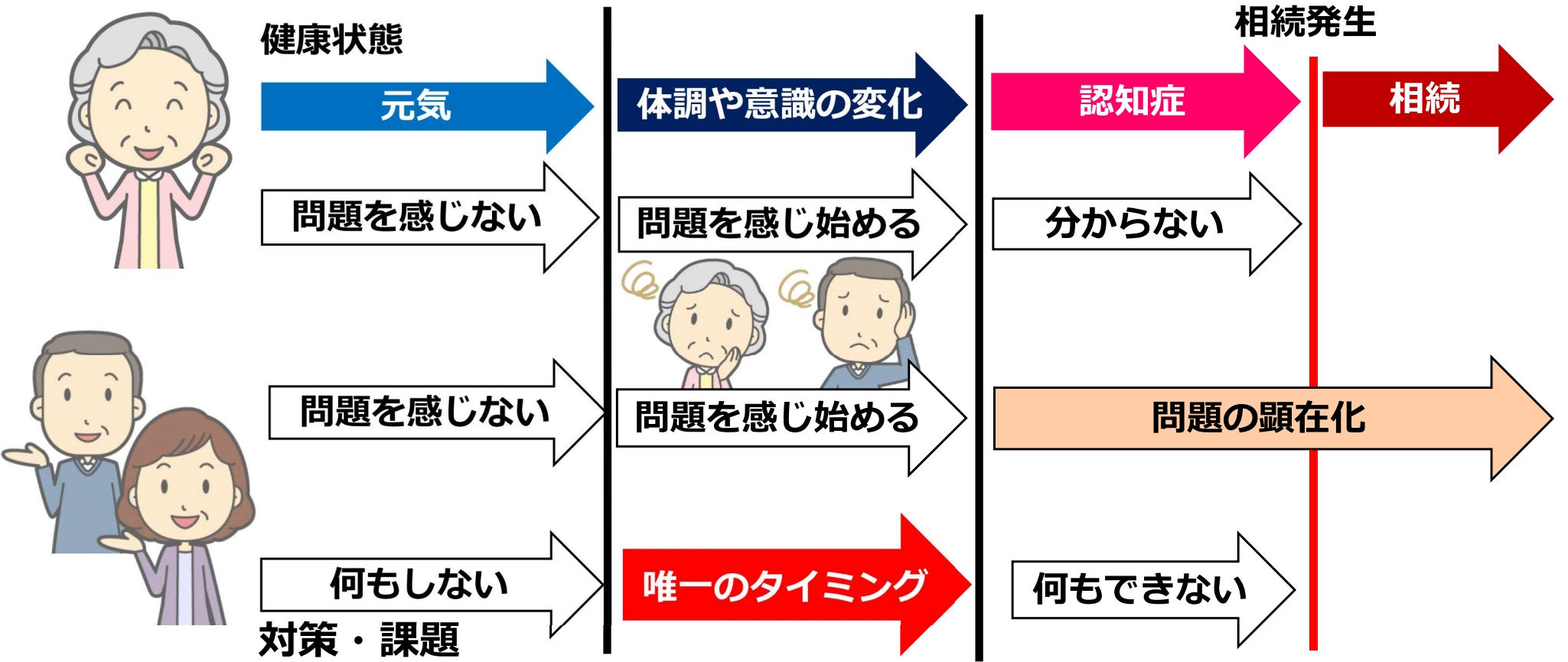
信託導入に当たっての注意点

- ① 法律用語としての「信託」の理解・普及が進んでいない
家族信託の専門家がまだ少ない
→当グループでは、2015年から家族信託に取り組んでおり、
190件以上の家族信託の組成実績があります。（2021年12月末時点）
- ② 死亡後の財産承継先を指定する場合、遺留分侵害請求の可能性を検討する必要がある
→相続人には、法律で認められた最低限の相続分（遺留分）があります。
死亡後の財産承継先を指定する場合は、遺言と同様、遺留分について
検討する必要があります。
- ③ 賃貸物件を信託する場合、不動産所得が赤字の際、信託以外の財産との損益通算不可
→複数の賃貸物件があり、その一部を信託した場合、赤字が出ても信託した物件と
信託していない物件での**損益通算（相殺）はできません**。
- ④ アパートを建てる場合、金融機関の融資実績がまだ少ない
→アパート建築のために受託者が融資を受けたい場合、対応できる金融機関は限られています。
- ⑤ 委託者の判断能力が衰えてしまった後では、信託契約を締結することができない。
→担当者にて委託者の本人確認、意思確認をさせていただき、
受け答えや内容の理解ができない場合は、家族信託を行うことはできません。

● 相続対策・家族信託のタイミングはいつか？

◆ 問題の顕在化と対策のタイミング

人は対策が出来る時には何もせず、問題を感じた時は何もできない



● 家族信託 まとめ ●

- 「家族信託」は、資産家や事業経営者に限らず、誰でも気軽に利用できる仕組み
- 家庭裁判所や信託銀行を介在させることなく、家族間の契約等で作れる自由な制度
- 生前の財産管理手段として、成年後見制度に代わる選択肢
- 残したい、引継ぎたい資産の道筋を作ることができる仕組み
- 家族信託を使ったからと言って相続税が安くなるわけでも、揉め事が解決できるわけではない

家族信託は、決して万能対策ではない

話ができて、信頼しあえる
家族だから使える

⇒ 家族に託す「家族信託」は 選択肢の一つ

● 家族信託のお問い合わせ ●

「家族信託」についてのご相談・お問い合わせは、

 **名古屋家族信託相談所**

 **0120-889-719**

(年中無休 朝9時～夜8時)

■ ホームページ <http://kazoku-shintaku.org>

(運営窓口)

司法書士法人ひびきグループ/一般社団法人名古屋家族信託協会

□ **名駅オフィス**：名古屋市中村区名駅三丁目21番4号 名銀駅前ビル4階
(名古屋駅徒歩7分/ユニモール14番出口すぐ)

□ **緑オフィス**：名古屋市長区亀が洞一丁目707番地
(徳重駅から車で3分)

どうぞお気軽にご相談ください